

資格取得報奨金支給申請をされる方に

1. 資格取得報奨制度とは

平成 30 年 4 月 1 日よりスタートした制度で、組合員の資格取得により、一層の技術・技能向上を図ることを目的として創設されました。

2 支給を申請することができる方とは

支給対象者は、資格取得日および支給時に、県連（地域組合）の組合員である方が申請し、支給を受けることができます。

3. 対象資格および支給金額について

- ① 対象となる資格は、【別表 1】に定める資格です。

ただし、平成 30 年 4 月 1 日以降に取得した資格が支給対象となり、それ以前の取得した資格は対象となりません。

- ② 支給金額は、取得した資格に応じ下記の 3 区分となっています。

| 区分 | 金額 |
|------|----------|
| 区分 1 | 10,000 円 |
| 区分 2 | 6,000 円 |
| 区分 3 | 3,000 円 |

※別表 1 参照

4. 支給申請書について

- ① 支給申請書は、富山県連資格取得報奨金支給申請様式に、氏名、生年月日、性別、職種、対象資格、資格取得日、支給金額等、入金口座等、必須項目を記入して下さい。
- ② 資格取得を証明する書類（合格証書、資格証明書、修了書の写し）を添付して下さい。
- ③ 申請をされる方は、地域組合にて、組合員であることの証明として申請書に組合長印の押印を受けてください。

5. 申請書の送付

- ① 押印を受けた申請書は郵送にて
一般社団法人富山県建築組合連合会
〒939-8251 富山市西荒屋 25 番地の 4 へ送付願います。
※ 個人印を記載のため FAX は不可

6. 申請から支給時期について

- ① 申請が受理されれば、概ね2ヶ月以内に申請者の指定口座に直接送金されます。

※ 現金による支給は行いません。

7. その他

- ① 資格取得日から3年以内の申請は有効ですが、それ以降は申請無効となります。
- ② 1年に対象となる複数の資格取得があった場合、それぞれ支給申請を行うことができます。
- ③ 提出いただいた申請書が事実に反した内容であった場合、3ヶ月以内に支給された金額を返還いただく場合があります。

富山県建築組合連合会 資格取得報奨金制度 申請書

私は、下記の資格を新規に取得したので「資格取得報奨金制度」の申請をします。

| | | | | |
|---------|----|---|---|---|
| 新規取得資格名 | 区分 | | | |
| 取得年月日 | | 年 | 月 | 日 |

※裏面の対象資格一覧表から選択し、区分番号と資格名を記載してください。

◆支給対象者情報

| | | | |
|-------|-------|------|-------|
| 申請年月日 | 年 月 日 | | |
| ふりがな | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 氏 名 | (印) | 経験年数 | 年 |
| 住所 | 〒 | | |
| 電話番号 | | 携帯番号 | |
| 性 別 | 男 · 女 | 職 種 | |

◆振込先

| | | | |
|-------|--|------|--|
| 金融機関名 | | 支店名 | |
| 預金種別 | | 口座番号 | |
| ふりがな | | | |
| 口座名義人 | | | |

◆添付書類

①資格取得を証明する書類のコピー

(合格証書、合格通知書、資格証明書、修了書の写し)

◆《 地域組合使用欄 》

上記申請者は、資格取得時、申請時に当組合の組合員であることを証明します。

| | | |
|---------|------|-----|
| 地域建築組合名 | 組合長名 | 受付日 |
| | (印) | / |

=====

《 県連使用欄 》

| | | | | |
|-------|-----|------|-------|------|
| 事務局長印 | 担当印 | 支給金額 | 支給処理日 | 担当者印 |
| (印) | (印) | 円 | / | (印) |

| | | | |
|---------|-------|-------|--|
| 組合加入年月日 | 年 月 日 | 組合員番号 | |
|---------|-------|-------|--|

【別表 1】対象資格

2022. 9月改訂

区分1：10,000円

一級建築士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、単一等級技能士、一級技能士、一級施工管理技士(技術検定試験)、第一種電気工事士、電気主任技術者(第一種、第二種)、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録基幹技能者(全職種)

区分2：6,000円

二級建築士、木造建築士、二級技能士、二級施工管理技士(技術検定試験)、第二種電気工事士、電気主任技術者(第三種)、電気通信工事担任者、職業訓練指導員免許、測量士、建築設備士、消防設備士、建築仕上改修施工管理技術者、道路標識点検診断士、発破技士、火薬類取扱保安責任者、消防設備点検資格者、海上起重作業管理技士、基礎施工士、1級エクステリアプランナー、ジエットグラウト技士、第一種冷媒フロン類取扱技術者、運動施設施工技士、排水設備工事責任技術者、配水管工技能者、金属屋根工事技士、認定ログビルダー、プレハブ建築マイスター、日本ウレタン断熱協会品質管理責任者、**1級建築測量技能者**

区分3：3,000円／作業主任者

ガス溶接、コンクリート破碎器、ずい道等の覆工、ずい道等の掘削等、採石のための掘削、鋼橋架設等、コンクリート橋架設等、特定化学物質及び四アルキル鉛等、鉛、木材加工用機械、地山の掘削及び土止め支保工、型枠支保工の組立て等、足場の組立て等、建築物の鉄骨の組立て等、木造建築物の組立て等、コンクリート造の工作物の解体等、酸素欠乏・硫化水素危険、有機溶剤、石綿

技能検定 建設関係 32 職種(造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ)、金属加工関係で1職種(鉄工)、電気・精密機械器具関係で1職種(電気製図)、木材・木製品・紙加工品関係で4職種(家具製作、建具製作、畳製作、表装)、その他で5職種(ビル設備管理、情報配線施工、ガラス用フィルム施工〔建築フィルム作業〕、ビルクリーニング、ハウスクリーニング)

職業訓練指導員免許 36 科(建築科、とび科、建設科、建築板金科、畳科、表具科、左官・タイル科、配管科、木工科、塗装科、塑性加工科、造園科、森林環境保全科、構造物鉄工科、電気科、電気工事科、建設機械運転科、ブロック建築科、石材科、屋根科、築炉科、さく井科、枠組壁建築科、プレハブ建築科、スレート科、防水科、インテリア科、床仕上げ科、熱絶縁科、サッシ・ガラス施工科、広告美術科、建築物衛生管理科、建築物設備管理科、冷凍空調機器科、土木科、住宅設備機器科)